

30年度国民健康保険税(国保税)の税率などを改定しました

国保税を改正する条例が、3月の30年度第1回市議会定例会で可決されました。

今回の改正では、地方税法などの改正に則して、課税限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の見直しを行うほか、平等割を廃止し、所得割と均等割からなる課税方式へと移行しました。さらに、医療費の自然増などに対応するため、総額約6700万円の税率改定を行いました。これにより加入者1人当たり平均で年額2143円の引き上げとなります。

医療費の伸びに国保税収が追い付かない厳しい財政運営が続いています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国保の財政状況

国保は、国民皆保険制度の

4億4534万円」と、国保事業運営基金(貯金)の取り崩しにより補っています。

課税限度額の引き上げにより、所得に応じた税率の改定を行うことができることから、中・低所得者の負担増を抑制する効果があります。

軽減の見直しでは、経済動向を踏まえて5割と2割の軽減判定所得を4年連続で引き上げました。この見直しにより、保険税の軽減が受けられる所得の範囲が拡大します。

市では、健康情報提供サービスQUPIOの利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでいます。その取り組みを上回る規模で医療費は年々増加しています(下図1参照)。

30年度に市が都に納める国保事業費納付金は約37億円に上り、国保財政の収支などを加味すると9億円を超える財源不足が見込まれることから、国保制度運営を維持するため国保税率などを改めました(下表1参照)。

課税限度額の見直しでは、医療分の課税限度額を54万円から58万円に4万円引き上げ、今回引き上げが見送られた後期支援分、介護分を合わせた課税限度額を93万円としました。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733

「最後のとりで」として基礎的役割を担っていますが、近年の急速な高齢化の進展や、低所得者の増加、医療費水準の高騰などの要因で国保財政は一層厳しさを増しています。国保制度改革により、今年度から都が共に保険者となり、財政運営の責任主体としたことから、国保財政は安定化に向けた一歩を踏み出すことができました。しかし、今後もさらなる医療費の増加が見込まれています。

なお、今年度の予算編成に当たっては、一般会計からの法定外繰り入れを約6億3677万円、国保事業運営基金(貯金)から5000万円の投入を行い、改定幅の抑制と財源不足の補てんを行いました。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

4月31日3月分の国民年金保険料は月額1万6340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用した納付、便利でお得

な口座振替もあります。日本年金機構では、納付期限までに保険料の納付が無い方に対して、電話・文書・訪問で早期に納めていただくよう案内しています。

未納のまま放置すると、強制徴収の手続きにより督促を行い、期限までに納付しない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

保険料が納め忘れの状態では、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、同課 ☎470・7732へ。

国民年金保険料免除などの申請

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、納付が免除、猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

また、免除・猶予の申請は、申請時点の2年1カ月前の月までさかのぼって申請できます。申請を忘れていた期間がある方は、年金事務所または市保険年金課(市役所1階)へ申請してください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165、同課 ☎470・7732へ。

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術に関する照会にご協力ください

市では医療費適正化への取り組みとして、国民健康保険被保険者が、国民健康保険を使って施術を受けた場合に、

施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

国民健康保険29年10月分の診療費をお知らせします

一般被保険者

【診療件数】2万4814件
【診療費】5億9488万6335円▼1件当たりの金額 2万3974円(前年度比 98・1%)

退職被保険者

【診療件数】302件
【診療費】787万4150円▼1件当たりの金額 2万6073円(前年度比 49・1%)

※出典は国民健康保険毎月事業状況報告(1月報)。
詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。

図1 1人当たりの保険給付費の推移(一般分)

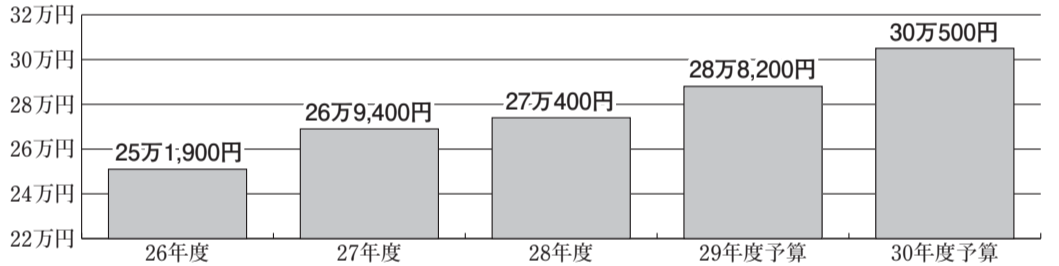


表1 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
医療分	29	4.71%	3万700円	2,200円	54万円
	30	4.90%	3万2,900円	0円	58万円
後期高齢者支援分	29	1.91%	1万2,200円	900円	19万円
	30	1.94%	1万2,700円	0円	19万円
介護分	29	1.56%	1万2,700円	1,500円	16万円
	30	1.61%	1万4,000円	0円	16万円

5月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	弁護士	4月26日(木)	2日(水)9日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	4月24日(火)	2日(水)	午後1時から		
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士		午前10時から			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	5月1日(火)	9日(水)	午後1時から		
税務相談(5人)	税理士	5月8日(火)	16日(水)	午後1時半から		
人権・身の上相談(4人)	人権擁護委員	5月10日(木)	16日(水)	午後1時半から		
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	4月26日(木)	10日(木)	午後1時から		
交通事故相談(5人)	弁護士	5月17日(木)	23日(水)	午前10時から		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士		午後10時から			
女性の悩みごと相談(各日3人)	女性カウンセラー	4月25日(水)	10日(木)	午前10時~午後1時		
		14日(月)	午後1時半~4時半			
女性弁護士による法律相談(3人)	女性弁護士	5月9日(水)	21日(月)28日(月)	午後1時半~4時半		
		4月20日(金)	11日(金)	午前9時半~午後0時半		
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時~午後4時	東久留米市商工会 ☎471・7577	
耐震相談				5月は実施しません	市役所1階屋内ひろば	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可	教育相談員	火曜~土曜日	午前10時~午後5時	中央教育相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎473・3667	
						滝山教育相談室(西中学校隣)
母子・父子相談	母子・父子自立支援員	開庁日	午前8時半~午後5時	児童青少年課(市役所2階)	児童青少年課 ☎470・7736	
身体障害者相談	身体障害者相談員	11日(金)	午前10時~正午	市役所1階相談室	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181	
知的障害者相談	知的障害者相談員	9日(水)	午前10時~正午	市役所1階相談室	同センター ☎477・2711	
心身障害者(児)相談	さいわい福祉センター支援員	平日	午前9時~午後5時	さいわい福祉センター	※直接会場へ	
職業相談	ハローワーク三鷹職員	開庁日		市役所2階ワークコーナー	※直接会場へ	
住宅増改築相談	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	10日(木)	午前10時~正午、午後1時~4時	市役所1階屋内ひろば	※直接会場へ	
消費者相談 ※電話相談も可	消費生活相談員	平日	午前10時~午後1時~4時	生活文化課(市役所2階)	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ	
行政相談	行政相談委員	9日(水)	午前10時~正午	生活文化課	生活文化課 ☎470・7738	
妊婦訪問	助産師・保健師	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	健康課保健サービス係 ☎477・0022	
赤ちゃん訪問						
生活困窮者自立相談	相談支援員	開庁日	午前9時~午後4時	福祉総務課(市役所1階)	福祉総務課 ☎470・7741	